

議案第 号

資料 1

和泉市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例制定について

和泉市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

文部科学省が示す「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂に伴い、従来のいじめ防止対策委員会の担当事務を分割し、いじめ重大事態の調査審議に特化した調査組織としていじめ問題調査委員会を新たに設置することで、より高い中立性・公平性を確保する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例（案）

和泉市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成29年和泉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
目次 第1章・第2章 略 第3章 和泉市いじめ防止対策委員会（第11条—<u>第17条</u>） <u>第4章 和泉市いじめ問題調査委員会（第18条—第22条）</u> <u>第5章 和泉市いじめ問題再調査委員会（第23条—第27条）</u> 附則 （趣旨） 第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、和泉市いじめ問題対策連絡協議会、和泉市いじめ防止対策委員会、<u>和泉市いじめ問題調査委員会及び和泉市いじめ問題再調査委員会の組織及び運営に関し</u>必要な事項を定めるものとする。 （担回事務）	目次 第1章・第2章 略 第3章 和泉市いじめ防止対策委員会（第11条—<u>第18条</u>） <u>第4章 和泉市いじめ問題再調査委員会（第19条—第23条）</u> 附則 （趣旨） 第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、和泉市いじめ問題対策連絡協議会、和泉市いじめ防止対策委員会及び和泉市いじめ問題再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 （担回事務）

新	旧
第12条 対策委員会は、教育委員会の求めに応じ、<u>法第1条に規定するいじめの防止等のための調査及び助言を行う。</u> (委員長及び副委員長) 第14条 略 (会議) 第15条 略	第12条 対策委員会は、教育委員会の求めに応じ、<u>次に掲げる事項</u> <u>を処理する。</u> <u>(1)法第1条に規定するいじめの防止等のための調査及び助言に</u> <u>すること。</u> <u>(2)法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査審</u> <u>議に關すること。</u> (委員長及び副委員長) 第14条 略 <u>(臨時委員)</u> 第15条 対策委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があ <u>ると認めるときは、第13条の委員のほか、臨時委員を置くことが</u> <u>できる。</u> 2 臨時委員は、学識経験者のうちから、教育委員会が委嘱する。 3 臨時委員は、その者の選任に係る当該特別の事項に関する調査審 <u>議が終了したときは、解任されるものとする。</u> (会議) 第16条 略 2 第12条第2号の調査審議に係る事案について特別の利害関係 <u>を有する委員(次項において「関係委員」という。)は、当該会議</u> <u>に出席することができない。</u>

新	旧
<u>2 対策委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</u> <u>3 略</u> <u>第16条 略</u> <u>(準用)</u> <u>第17条 第5条及び第8条から第10条までの規定は、対策委員会について準用する。この場合において、第8条中「会長」とあるのは「委員長」と、同条から第10条までの規定中「連絡協議会」とあるのは「対策委員会」と読み替えるものとする。</u> <u>第4章 和泉市いじめ問題調査委員会</u> <u>(設置)</u> <u>第18条 法第28条第1項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、重大事態ごとに、和泉市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。</u> <u>(担当事務)</u> <u>第19条 調査委員会は、教育委員会の求めに応じ、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。</u> <u>(組織)</u> <u>第20条 調査委員会は、委員5人以内で組織する。</u> <u>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</u>	<u>3 対策委員会の会議は、委員（関係委員を除く。）の過半数が出席しなければ開くことができない。</u> <u>4 略</u> <u>第17条 略</u> <u>(準用)</u> <u>第18条 第5条及び第8条から第10条までの規定は、対策委員会について準用する。この場合において、第8条中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。</u>

新	旧
(1) 学識経験者 (2) 心理又は福祉の分野に精通している者 (3) 弁護士 (4) 医師 (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者 3 当該重大事態の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者は、委員となることができない。 (任期) 第21条 委員の任期は、当該調査が終了するまでとする。 (準用) 第22条 第8条から第10条まで及び第14条から第16条までの規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第8条中「会長」とあるのは「委員長」と、同条から第10条までの規定中「連絡協議会」とあるのは「調査委員会」と、第14条及び第15条中「対策委員会」とあるのは「調査委員会」と読み替えるものとする。 第5章 和泉市いじめ問題再調査委員会 第23条～第26条 略 (準用) 第27条 第6条、第8条から第10条まで、第15条及び第16条	第4章 和泉市いじめ問題再調査委員会 第19条～第22条 略 (準用) 第23条 第6条、第8条から第10条まで、第16条(第2項を除

新	旧
の規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第6条及び第8条中「会長」とあるのは「委員長」と、<u>「連絡協議会」とあるのは「再調査委員会」と</u>、第9条中<u>「連絡協議会」とあるのは「再調査委員会」と</u>、「生徒指導担当部署」とあるのは「人権施策担当部署」と、第10条中<u>「連絡協議会」とあるのは「再調査委員会」と</u>、「教育委員会」とあるのは「市長」と、第15条中<u>「対策委員会」とあるのは「再調査委員会」と</u>、「教育委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。	く。)及び第17条の規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第6条及び第8条中「会長」とあるのは「委員長」と、第9条中「生徒指導担当部署」とあるのは「人権施策担当部署」と、第10条及び第16条中「教育委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の和泉市いじめ問題対策連絡協議会等条例第15条の臨時委員である者は、施行日に、改正後の和泉市いじめ問題対策連絡協議会等条例第20条第2項の規定により、和泉市いじめ問題調査委員会の委員として委嘱されたものとみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年和泉市条例22号）の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧																				
別表（第2条関係） 特別職の職員で非常勤のものの報酬額 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>報酬額</th></tr> <tr> <th>略</th><th>略</th></tr> <tr> <td><u>いじめ問題調査委員会委員長</u></td><td>日額 23,000円</td></tr> <tr> <td><u>いじめ問題調査委員会委員（委員長である委員を除く。）</u></td><td>日額 20,000円</td></tr> <tr> <th>略</th><th>略</th></tr> </table> 備考 1～4 略 5 <u>いじめ問題調査委員会委員長、いじめ問題調査委員会委員、いじめ問題再調査委員会委員長及びいじめ問題再調査委員会委員が、日額により難しい場合として任命権者が認める特別な勤務に従事したときの報酬の額にあつては、時間額11,000円とする。</u>	区分	報酬額	略	略	<u>いじめ問題調査委員会委員長</u>	日額 23,000円	<u>いじめ問題調査委員会委員（委員長である委員を除く。）</u>	日額 20,000円	略	略	別表（第2条関係） 特別職の職員で非常勤のものの報酬額 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>報酬額</th></tr> <tr> <th>略</th><th>略</th></tr> <tr> <td><u>いじめ防止対策委員会委員長（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査審議（次項において「事実関係の調査審議」という。）を行う場合に限る。）</u></td><td>日額 23,000円</td></tr> <tr> <td><u>いじめ防止対策委員会委員（委員長である委員を除き、事実関係の調査審議を行う場合に限る。）</u></td><td>日額 20,000円</td></tr> <tr> <th>略</th><th>略</th></tr> </table> 備考 1～4 略 5 <u>いじめ防止対策委員会委員長、いじめ防止対策委員会委員、いじめ問題再調査委員会委員長及びいじめ問題再調査委員会委員が、日額により難しい場合として任命権者が認める特別な勤務に従事したときの報酬の額にあつては、時間額11,000円とする。</u>	区分	報酬額	略	略	<u>いじめ防止対策委員会委員長（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査審議（次項において「事実関係の調査審議」という。）を行う場合に限る。）</u>	日額 23,000円	<u>いじめ防止対策委員会委員（委員長である委員を除き、事実関係の調査審議を行う場合に限る。）</u>	日額 20,000円	略	略
区分	報酬額																				
略	略																				
<u>いじめ問題調査委員会委員長</u>	日額 23,000円																				
<u>いじめ問題調査委員会委員（委員長である委員を除く。）</u>	日額 20,000円																				
略	略																				
区分	報酬額																				
略	略																				
<u>いじめ防止対策委員会委員長（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査審議（次項において「事実関係の調査審議」という。）を行う場合に限る。）</u>	日額 23,000円																				
<u>いじめ防止対策委員会委員（委員長である委員を除き、事実関係の調査審議を行う場合に限る。）</u>	日額 20,000円																				
略	略																				

